

# 個人情報に関する規程

## (目的)

第 1 条 本取り扱い規程は日本内分泌学会（以下、本法人という）が収集した会員の個人情報の取り扱いについて規定する。

## (開示理由)

第 2 条 本法人会員の個人情報は、会の運営および会員相互の研究ないしは医療活動上の連絡に必要な場合に、文書での依頼がなされた場合に限り、必要な会員に開示する。開示を受けた会員は上記以外の目的に個人情報を使用してはならない。

## (開示範囲)

第 3 条 本法人の役員および学術集会等の会長(以下、役員・会長という)並びに委員会・部会を運営する者(以下、委員という)および支部長は、個人情報のうち、その役職遂行に必要な情報を第 2 条の規程のもとで知ることができる。

2. 前項記載の者のうち、会長が業務を委託した外部の会社は、秘密保持契約を交わすことにより、その業務遂行に必要な情報を第 2 条の規程のもとで知ることができる。
3. 第 3 条第 1 項に示す以外の会員は、会員の氏名・所属先名称を第 2 条の規程のもとで知ることができる。なお、所属先名称には住所・メールアドレス等の連絡先は含まない。
4. 自宅住所は、所属がない場合、または所属先に連絡が不可能であることが明確な場合に、所属先住所にかえて開示することができる。

## (第三者譲渡の禁止)

第 4 条 開示を受けた個人情報は、会員外に開示および譲渡することを禁ずる。役員・会長並びに委員等を退いた後は、在任期間中に知りえた個人情報は破棄しなければならない。

## (明示的開示)

第 5 条 役員・会長、委員、支部長並びに評議員の氏名・所属先名称は、会誌またはホームページ上に開示される。専門医制度に基づいて認定された指導医・専門医の氏名、表彰制度による受賞者氏名も同じように開示される。また、会誌への論文投稿者の氏名・所属先住所・電子メールアドレスは、会誌上に開示される。

## (名簿の取り扱い)

第 6 条 会員は名簿を第三者に譲渡してはならず、紛失等に注意せねばならない。

## (個人情報文書の保存)

第 7 条 本法人会員の個人情報を記載した文書の保存期間は、別途「事務処理規程」に定める。

## (例 外)

第 8 条 以上の規程にかかわらず、公共の利益、会員の生命の保護および法令に基づき第三者に会員の個人情報を開示することがある。

## (附 則)

第 9 条 本規程は、平成 17 年 2 月 12 日より施行する。

第 10 条 本規程の改廃は理事会の議決による。ただし、法令に反する規程を制定することはできない。

## (付帯事項)

支部長は、本部データベースのメールアドレスのアップデートに協力する。

(2009 年 11 月 7 日改訂)

(2011 年 12 月 3 日改訂)

(2012 年 4 月 1 日改訂)

(2015 年 11 月 26 日改訂)